

生活困窮者自立支援制度の動向

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第22回）

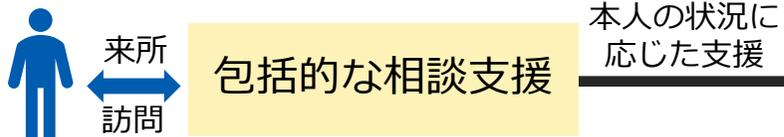
令和6年10月9日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 安西 慶高

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
 R6年度予算：657億円の内数
 + R5年度補正予算：30億円



★ 自立相談支援事業 ▲ 改正

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議 ▲ 改正

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給 ▲ 改正

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ 一時生活支援事業 ▲ 改正

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業 ▲ 改正

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業 ▲ 改正

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援法等の改正（令和6年法律第21号）

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

（1）早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

（2）多様な相談者層への対応強化



①（再掲）支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

（1）住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

③（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行（予定）】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度～】

・地域居住支援事業による見守り支援期間（最長1年）の柔軟化【令和7年4月1日施行（予定）】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

（2）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



①（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者の家計管理を支援する家計改善支援事業は、就労準備支援事業と合わせて生活困窮者の自立の促進に一定の成果をあげてきた。
- 今般の制度見直しでは、両事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、補助率を1/2から2/3に引き上げる。

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率 1 / 2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率 2 / 3 (令和5年度実績：638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ 一体的な実施が原則となるため、補助率を一律 2 / 3 とする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体 907自治体)

補助率：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

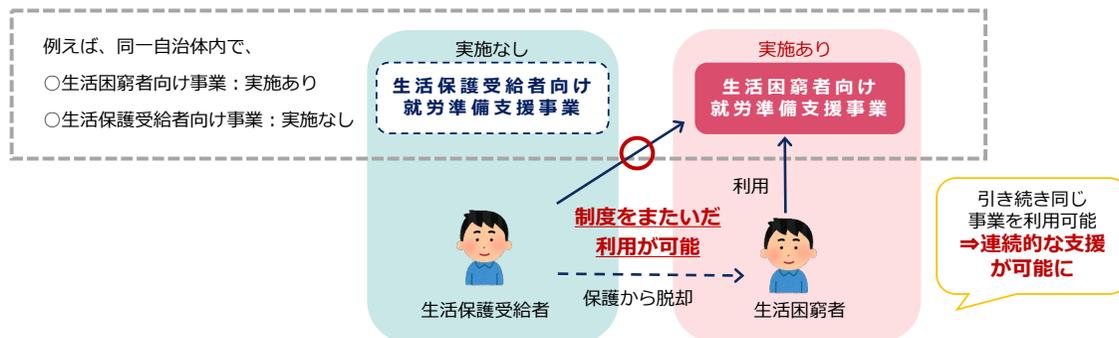
令和7年度概算要求額 732億円の内数(657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
- 今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、生活保護受給者が支援を受ける機会を確保するとともに、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。
- ※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- ※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
- 当該改正を看みに施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：生活困窮者向け事業において、特定被保護者への支援も一体的に実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする。(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○補助率：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度) … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
※うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

令和7年度概算要求額 732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

自立相談支援機関に
住まい相談支援員（仮
称）を配置し、支援等
を行う場合の加算を創
設する

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市
・区等（福祉事務所設置自
治体907自治体）

○負担割合：国 3／4
都道府県・市・区等 1／4

4 事業のイメージ

住まいの相談
住まいに課題を抱える
生活困窮者等

- ・家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- ・保証人がいなくて入居・転居できない。
- ・家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- ・住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- ・家賃滞納により立ち退きを求められている。

等

福祉事務所設置自治体

- ・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】

自立相談支援機関に**住まい相談支援員**を配置

- ← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
- ④ 地域の関係者に対する支援

連携

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援団体等で構成（都道府県の参加も推奨）
- ・居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

【役割】

地域の資源の把握や事業の総合調整 等

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛り込む

上記以外

①住宅の斡旋

②家賃支援

（住居確保給付金等）

③居住支援

（入居支援・入居中生活支援等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額 (住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

<家賃相当分> 現行(①、②)のまま
<転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

支給額

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 転居のための初期費用(引っ越し代・礼金等) (上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、**緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付**を実施（合計最大200万円）。

実施期間：令和2年3月末～令和4年9月末（※）
 貸付決定件数：382.3万件
 貸付決定金額：1兆4,431億円

※資金種別ごとの実施期間

- ・緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

【緊急小口資金】

	本則	特例措置
貸付上限	10万円以内	20万円以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

【総合支援資金】

	本則	特例措置
貸付上限	(二人以上) 月20万円×3月以内=60万円以内 (単身) 月15万円×3月以内=45万円以内	同左 ※①初回貸付、②延長貸付、③再貸付の最大3回
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

償還開始時期

	緊急小口*	総合（初回）*	総合（延長）	総合（再貸付）
償還開始時期	令和5年1月～		令和6年1月～	令和7年1月～

* 令和4年2月～3月の貸付申請分：申請の1年後から償還
 令和4年4月以降の貸付申請分：令和6年1月から償還

償還の免除・猶予

- ・借受人及び世帯主が住民税非課税の場合等 → 償還免除
- ・償還免除要件には該当しないが、返済が困難 → 償還猶予（猶予中、生活再建に向けた支援を行う）

フォローアップ支援

- ・借受人に対して、電話・訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施
 ※生活再建に向けた支援、償還猶予・少額返済の案内、免除申請を失念していると考えられる者に対する償還免除の案内など

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

- ※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。
- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
 - ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
 - ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和6年6月末日時点の実績）※速報値

(1) 償還免除・猶予決定件数 ※ () 内は令和6年5月末日時点の数値

(全国社会福祉協議会調べ)

資金種類	対象債権件数	償還免除					③償還猶予
		①判定年度における住民税非課税免除	②償還開始以降の免除（①以外）				
			(1) 借受人による申請	(2) 相続人への職権免除	(3) 社協による職権免除		
緊急小口資金 総合支援資金（初回）	2,768,549	1,013,847 (1,012,133)	160,126 (154,150)	94,515 (92,366)	19,772 (19,151)	45,839 (42,633)	77,405 (77,268)
総合支援資金（延長）	453,072	148,841 (148,248)	18,676 (17,728)	6,731 (6,358)	4,383 (4,229)	7,562 (7,141)	17,232 (16,275)
合計	3,221,621	1,162,688	178,802	101,246	24,155	53,401	94,637

※ (1) の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給など。

※ (2) の要件は、借受人の死亡など。

※ (3) の要件は、債務整理や住居不明により通知が返送され償還が開始されない場合など。

※ 表内の数値は令和6年7月22日時点で報告があったものの集計であり、今後変動の可能性があり得る。

(2) 償還実績 ※ () 内は令和6年5月末日時点の数値

(全国社会福祉協議会調べ)

資金種類	①償還対象債権件数	②償還された債権数	③償還された債権数割合 (②/①)	④償還予定金額 (百万円)	⑤償還された金額 (百万円)	⑥償還された金額割合 (⑤/④)
総合支援資金（延長）	267,197 (269,747)	109,703 (108,136)	41.1% (40.1%)	7,093 (5,969)	2,346 (1,960)	33.1% (32.8%)
合計	1,774,506	927,911	52.3%	169,587	63,130	37.2%

※ 令和6年6月末日時点の償還実績について、都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告されたものを令和6年7月22日時点で抽出したものであり、今後変更があり得る。

※ 令和5年1月の償還開始前に償還が完了している債権（約2.5万件）及び償還金額（約51億円）は除く。

※ 「②償還された債権数」は令和6年6月までに償還があった件数（償還予定金額の一部が償還されたものを含む）。ただし、償還がなされた後に償還免除又は償還猶予となった債権は除く。

※ 「④償還予定金額」は令和6年6月までに償還される予定額。

※ 「④償還予定金額」及び「⑤償還された金額」には令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。

緊急小口資金等の特例貸付の返済が免除される場合

	返済開始前	返済開始後※1にやむを得ない事情により返済困難となった場合
申請が必要	<ul style="list-style-type: none"> 判定年度※2で住民税非課税※3となった 	<ul style="list-style-type: none"> 判定年度※2の翌年度以降に住民税非課税※3となった※4 生活保護を受給した 精神保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級または2級、重度の区分である療育手帳（A、マルA、A2など）の交付を受けた ①12か月分以上の滞納額があり、②少しずつ返済しているものの滞納額が増えていて、③住民税所得割が非課税である、高齢者のみの世帯、障害者世帯またはひとり親世帯等※4
申請は不要	<ul style="list-style-type: none"> 借受人が死亡した 自己破産の手続が完了した、または、個人再生の手続が完了し計画どおり返済された 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理が成立した 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 相続人に対して免除、もしくは都道府県社協の会長の職権により免除される※6 </div>	/	<ul style="list-style-type: none"> 失踪宣告がなされた 12か月以上返済が遅れていて、住居不明により償還催告通知書が返送され返済が始まらない 12か月以上返済が遅れていて、指導をしてもなお返済の見込みがない <ul style="list-style-type: none"> ※ 返済を猶予されている方が、猶予中に自立相談支援機関や市町村社協から支援を受けてもなお返済の見込みがない場合、上記とみなす 返済期限が到来した後、2年連続で住民税非課税※3となった※5 滞納額の時効が完成した※5

※1 返済開始時点で返済が猶予されている場合を含む

※2 判定年度

- 令和4年3月以前に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）：令和4年度（令和3年度又は4年度に住民税非課税かどうかで判定）
- 令和4年4月以降に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）／総合支援資金（延長貸付分）：令和5年度
- 総合支援資金（再貸付分）：令和6年度

※3 住民税非課税：借受人本人と世帯主（借受人と同一の住民票に記載）で判定

※4 住民税非課税となった年度に訪れる償還開始月以降の返済額が免除され、それ以前の滞納額については免除されない

※5 免除決定前の滞納額のみ免除され、今後の返済予定額については免除されない

※6 都道府県社協から借受人に対して、免除要件に該当することの証明書類等を求める場合がある。

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備考)

- **償還猶予の期間は原則1年間。**
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、**生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受ける**ものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始される場所、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供**、**訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内**、**個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

(1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

特例貸付における償還猶予後の取扱いについて

- 緊急小口資金等の特例貸付の償還が困難な方には、原則1年間の償還猶予を行っている。
- 償還猶予期間中に自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会の支援を受けても、なお償還の見込みがないと判断される場合は、自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会からの意見書をもとに、都道府県社会福祉協議会が職権により償還免除できる。

(令和5年5月8日付事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて」)



緊急小口資金等の特例貸付のフォローアップ支援に係る取組事例

- 償還免除を受けた者や償還が困難な借受人は、特に償還や生活再建に向けた支援が必要と考えられることから、社会福祉協議会や自立相談支援機関におけるフォローアップ支援をお願いしているところ。
- そのような中で、**社会福祉協議会や自立相談支援機関では、借受人に生活状況等に関するアンケートを実施して支援につなぐなど、借受人の個々の状況に応じた支援につなげる工夫が行われている。**

償還猶予へのつなぎ・相談

【市町村社協や自立相談支援機関との連携】

- 償還に関する相談は、**まずは市町村社協で相談を受け付け、世帯状況や家計の収支状況等を丁寧に聞き取った上で、猶予申請につないでいる。**その上で、就労支援や家計支援などの**支援が必要と思われる方を自立相談支援機関につないでいる。**
- 都道府県社協と市町村社協との間で、**クラウドサービスを活用して、猶予の決定状況等を随時情報共有している。**

【アウトリーチによる償還猶予の積極的な活用】

- **自立相談支援機関に償還猶予の相談窓口を臨時開設。**特例貸付に関する相談歴がある方に、**個別に電話によるアウトリーチ**を行って窓口を案内した。アウトリーチを行うに当たっては、再貸付まで行った等の相談歴がある方を優先して実施。
- **償還予定の全ての借受人に対して、償還猶予の案内や申請書を送付。**その際、**生活状況や連絡が取れる時間帯等を尋ねるアンケートを併せて送付し、その回答をもとに都道府県社協から個別に電話をかけて、電話面談により猶予を適用している。**

自立相談支援機関等の支援へのつなぎ

【情報共有の仕組みの構築】

- 償還免除や償還開始をお知らせする機会を捉えて、都道府県社協から借受人に対して、**生活状況等を尋ねるアンケートを送付。**アンケートの中で「自立相談支援機関による支援を希望するか」を尋ね、**希望した借受人について、相談事項や連絡先を自立相談支援機関に情報共有。**自立相談支援機関において、**共有された情報を基に確認し、必要に応じて個別にアプローチ**を行っている。

【生活困りごと相談会の開催】

- 借金や生活の困りごとについて**弁護士や社会福祉士等から気軽にアドバイスを受けられ、食料品などの無料配布も行う相談会**を県内各地で開催。プッシュ型で借受人に周知して、相談支援につなげている。



施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

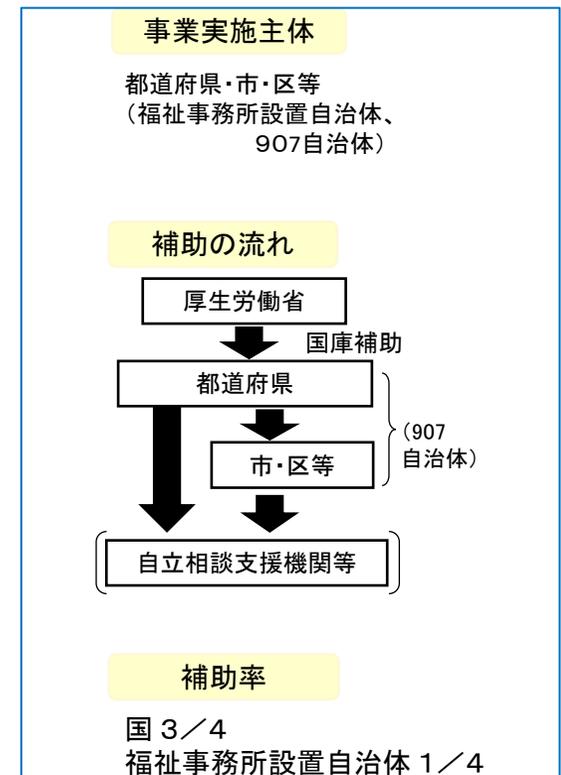
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。